

美浜発電所 3 号機の運転上の制限の逸脱

2025年10月24日

関西電力株式会社

美浜発電所 3 号機（定格熱出力一定運転中）において、本日 9 時 19 分から補助建屋よう素除去排気ファン起動試験を行っていました。9 時 32 分に B 補助建屋よう素除去排気ファンを起動し、動作確認後の 9 時 37 分に同ファンを停止した際、ファン出口の第 2 ダンパが本来全閉となるべきところ、開度 25% で停止したことを運転員が確認したため、9 時 38 分に同試験を中断しました。

このため、同日 10 時 37 分に保安規定の運転上の制限※を満足していない状態にあると判断しました。

今後、原因を調査します。

本事象によりプラントの運転状態に異常はなく、環境への放射能の影響はありません。

※運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。

以 上